

機密性 2 情報 完全性 1 情報 可用性 1 情報

達 示 第 3 2 号

令和 7 年 7 月 1 1 日

福岡拘置所長

福岡拘置所受刑者外部交通取扱規程の制定について

標記について別紙のとおり定め、令和 7 年 7 月 1 6 日で施行する。

なお、令和 6 年 1 1 月 1 9 日付け達示第 4 1 号「福岡拘置所受刑者外部交通取扱規程」は、同日付けで廃止する。

別 紙

福岡拘置所受刑者外部交通取扱規程

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 面会
- 第 3 章 信書の発受
- 第 4 章 電話による通信
- 第 5 章 雑則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、当所における受刑者（懲役受刑者、禁錮受刑者及び拘留受刑者をいう。以下同じ。）の外部交通について必要な事項を定め、その適正な実施を期することを目的とする。

(根拠)

第 2 条 当所における受刑者の外部交通に関する取扱いは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）、平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成訓第 3359 号法務大臣訓令「被収容者の外部交通に関する訓令」、平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成第 3350 号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」及び平成 19 年 5 月 25 日付け法務省矯成第 3246 号矯正局長通達「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会等の取扱いについて」（以下「同通達」という。）によるほか、この規程による。

(決裁基準)

第 3 条 受刑者の面会表の決裁は、統括矯正処遇官（第一担当）（以下「第一統括」という。夜間・休日は監督当直者とする。以下同じ。）の代理決裁とする。

2 受刑者の書信表の決裁は以下のとおりとする。

(1) 次に掲げる書信表については、第一統括の代理決裁とする。

- ア 要注意者及び要視察者に指定した者の書信表
- イ 信書の内容から次に該当すると認められる書信表

(ア) 家族の不慮の事故、離縁等で心情不安定となることが予想されるもの

(イ) 処遇上の参考になると認められるもの (ウ) 上記のほか、主任矯正処遇官 (書信担当) (以下「書信主任」という。夜間・休日は副監督当直者とする。以下同じ。) が必要であると判断したもの

(2) 前記 (1) 以外の書信表については、書信主任が代理決裁するものとする。

(留意事項)

第 4 条 受刑者に対し、外部交通を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

2 未決拘禁者としての地位を併有する場合には、受刑者であることに基づく制約と未決拘禁者であることに基づく制約が重疊的に及ぶものであるが、他方で、弁護士又は弁護士になろうとする者 (以下「弁護士等」という。) から受ける信書の検査は確認の限度にとどめるものとされるなど、未決拘禁者としての防御権に配慮されることを念頭に、その法的地位に応じた適正な処理に留意しなければならない。

3 受刑者の外部交通を担当する職員は、面会、信書の発受及び電話による通信を通し、その心情把握に努め、関係職員と連携をとらなければならない。

## 第 2 章 面会

(面会の相手方)

第 5 条 受刑者に対して面会の申出があったときは、第 48 条第 5 項の規定及び閉居罰により面会を停止 (未決拘禁者としての地位を有する受刑者で、弁護士等と面会をする場合及び未決拘禁者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。) されているときを除き、法第 111 条第 1 項各号に掲げる者から面会の申出があった場合には、これを許すものとする。

(1) 法第 111 条第 1 項第 2 号の「重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者」とは、面会の目的が、受刑者の用務の処理であり、その用務が、重大な利害に係るものであり、かつ、受刑者の用務の処理のため、その者が面会することが必要である次の者等をいう。

ア 受刑者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必

要な者とは、例えば、婚姻、親権、子の養育、相続、雇用関係の調整等のため、相談することが必要な者等をいう。

イ 受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、例えば、民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等のことをいう。

ウ 受刑者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、例えば、当該受刑者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者等のことをいう。

(2) 法第 111 条第 1 項第 3 号の「受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者」とは、次の場合が考えられる。

ア その者が受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする意思があること。

イ 雇用の見込みが現実的なものであること。

ウ 面会により受刑者の改善更生に資すると認められること。

2 受刑者に対し、法第 111 条第 2 項に掲げる者から面会の申出があった場合において、受刑者の友人・知人、学生時代の恩師、会社関係者等で、調査の結果、その者との交友関係の維持、その他面会することを必要とする次の事情が認められ、かつ、面会により受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、これを許すものとする。

(1) 身元が明らかであること。

(2) 受刑者が友人・知人と継続的に交際を行ってきたことが認められる場合

(3) 友人・知人との関係を維持することで、改善更生及び円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであること。

(4) 暴力団員又はその関係者でないことが明らかであること。

(5) 弁護士、司法書士等が、当該受刑者以外の者から委任等を受けている民事訴訟その他の不服申立て等について、当該受刑者を参考人等として事情聴取することを目的として面会を希望するとき。

(面会の相手方の届出)

第 6 条 外部交通の円滑な実施を図るため、受刑者に資格異動した時点で「面会の相手方届出表」(別紙 1) を提出させるものとする。

2 前項の届出が真正なものであることを確認するため、必要があるときは、当該受刑者に対し、書類その他の物件の提出又は提示を求めるものとする。

(面会の受付)

第 7 条 面会受付職員は、受刑者との面会を希望する者（以下「面会人」という。）  
に対し、面会申込票（別紙 2）を提出させるものとする。

（面会人の調査）

第 8 条 第一統括の指名する職員は、面会の実施に当たり、次に掲げる調査を行  
うものとする。

（1）法第 111 条第 1 項各号に掲げる者との面会

法第 111 条第 1 項各号に掲げる者に該当するかについて、必要に応じて  
面会人から、面会を希望する受刑者との関係、面会の目的等の事情を聴取す  
るものとする。

（2）法第 111 条第 2 項に掲げる者との面会

第 5 条第 2 項に該当する者であるかについて、面会人の身元を確認すると  
ともに、次に掲げる事項について調査するものとする。

ア 受刑者の改善更生及び刑事施設の運営について理解があるかどうか。

イ 受刑者の激励等の意図を有すると認められるかどうか。

ウ 未決時の外部交通の状況その他の事情から、受刑者と良好な関係にある  
ことが明らかであるかどうか。

2 前項の調査において、面会人に身分証明書、必要な書類その他の物件の提出  
又は提示を求めるものとする。

（面会の立会い等）

第 9 条 受刑者（未決拘禁者としての地位を有する受刑者を除く。）の面会に際し、  
資格異動後一月を経過している場合は、制限区分に応じて、立会いを省略する  
ことができる。この場合において、必要と認めたときには、録音又は録画を行  
うものとする。

2 次に掲げる場合には、原則として立会いを行うものとする。

（1）受刑者の心身の状態及び行状、制限区分、刑の執行状況、矯正処遇の実施  
状況、外部交通の状況、刑事施設の規律秩序の状況その他の事項を考慮して  
必要と認めるとき。

（2）反則行為又は保護室収容を累行するなど心情が不安定であるとき。

（3）移送待ち受刑者であるとき。

（4）当該面会人との最初の面会である場合

3 次に掲げる者との面会にあっては、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を  
生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会いを省略

するものとする。

(1) 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

(2) 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士

(面会の立会いを省略した場合の戒護)

第 10 条 面会の立会いを省略した場合には、受刑者の面会の実施に当たる職員(以下「面会担当職員」という。)は、通路側視察窓等から随時、面会の状況を視察するものとする。

(面会の記録)

第 11 条 面会担当職員は、面会の立会いを行った場合は、面会表に面会の日時、面会人の身上、面会の要旨等を記載し、決裁に付すものとする。

2 面会の立会いを省略し、録音又は録画を実施した場合は、録音又は録画により確認した内容を、受刑者若しくは面会人から面会内容を聴取した場合はその内容を、それぞれ面会表に記載するものとする。

3 面会人に対し、法の規定により面会を許す場合には当たらないことを説明した結果、面会人が自発的に面会の申出を取り下げた場合には、面会表に面会人の氏名、説明内容及び面会人が取り下げた旨を記載するものとする。

(面会を許さない場合の告知)

第 12 条 法の規定により面会を許さない場合には、受刑者に対し、面会を許さなかった日及び相手方の氏名について告知を行うものとする。ただし、告知に当たりその者の氏名を告げることにより実質的に面会の目的が達成される場合等には、相手方の氏名を省略して告知する。

2 面会を許さない場合の告知は、当該受刑者を所管する統括矯正処遇官(以下「所管の統括」という。)又は所管の統括が指名した職員が行うものとする。

(面会の一時停止及び終了)

第 13 条 面会担当職員は、受刑者又は面会人が法第 113 条第 1 項各号に掲げる以下の行為をする場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止するものとする。

(1) 受刑者又は面会人が次のいずれかに該当する行為をするとき。

ア 本規程に定める面会人の人数、面会の時間等施設の管理運営上必要な制限に違反する行為

イ 施設の規律及び秩序を害する行為

- (2) 受刑者又は面会人が次のいずれかに該当する内容の発言をするとき。
- ア 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できないもの
  - イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
  - ウ 施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの
  - エ 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの
  - オ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの
- 2 面会担当職員は、前項各号のいずれかに該当する場合において、受刑者又は面会人に注意を促すことで足りるときは、受刑者又は面会人の行為又は発言を制止して警告するものとし、注意を促すことでは足りない場合又は受刑者若しくは面会人が職員の制止・注意に従わず、面会を一時停止する必要があると認められる場合には、必要に応じ、次に掲げる措置を執るものとする。
- (1) 受刑者及び面会人に対し、その場で静かに待機するよう命じること。
  - (2) 受刑者と面会の相手方との間をカーテン等により遮へいすること。
  - (3) 受刑者又は面会人に対し、面会の場所からの退室を命じること。
- 3 面会担当職員は、前項により面会を一時停止した場合には、速やかに第一統括、首席矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇首席」という。）又は所管の統括に面会の状況等を口頭で報告し、面会表にその旨を記録するものとする。
- 4 前項の報告を受けた第一統括等は、当該面会の状況、面会継続の可否に関する意見等を所長に報告した上、指示を受け、面会の終了、継続の措置を執るものとする。

（面会人の人数制限）

第 14 条 面会人の人数は、3 名以下とする。ただし、乳幼児等で 3 名を超えて入室しなければならない事情が認められる場合は、この限りでない。

（面会の場所）

第 15 条 面会の場所は面会室又は本職が特に指定する場所とする。

（面会の申出の日及び時間帯）

第 16 条 面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、規則第 19 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる日（以下「休庁日」という。）以外の日の午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。

2 未決拘禁者としての地位を有する受刑者で弁護士等との面会受付時間は、日

曜日その他政令で定める日以外の日の刑事施設の執務時間内とする。ただし、同通達において、夜間・休日であっても面会を実施しなければならない場合は、夜間・休日においても受け付けるものとする。

また、当所の執務時間以外に実施する弁護士等面会は、同通達の範囲内で実施するものとする。

(面会の日及び時間帯)

第 17 条 面会を実施する日及び時間帯は、原則として休日以外の日午前 8 時 30 分から午後 5 時までの時間帯とする。ただし、午前 11 時 30 分から午後 1 時までに受け付けたものについては、原則として午後 1 時から面会を実施する。

(面会の時間)

第 18 条 面会の時間は、30 分を下回らない範囲で実施するものとする。ただし、面会の申出状況、その他の事情に鑑みて 5 分を下回らない範囲で制限して差し支えないが、可能な限り面会時間を確保するように努めるものとする。

(面会の回数)

第 19 条 面会の回数は、受刑者については 1 日に 2 回、一月につき 2 回とし、面会人については、1 日に 1 回とする。

2 面会の回数は、優遇措置に応じて増加するものとする。

(面会人の遵守事項)

第 20 条 面会室の利用方法その他の面会の態様について、面会人(弁護士等を除く。)が遵守すべき事項は次のとおりとし、面会人待合室に掲示するものとする。

- (1) あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。
- (2) 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を使用しないこと。
- (3) あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。
- (4) 施設内では、必要がある場合には、着衣又は携帯品を検査したり、携帯品を職員が一時預かることがあること。
- (5) 遵守事項に違反する場合は、面会を一時停止したり、終了することがあること。
- (6) 面会には職員が立会い、又は録音し、若しくは録画することがあること。
- (7) 職員の職務上の指示に従うこと。

(8) 施設の管理運営上必要な制限の内容

(被害者との面会)

第 2 1 条 被害者及びその遺族等（以下「被害者等」という。）と加害者たる受刑者との面会については、次のとおりとする。

- (1) 被害者等が受刑者に対し賠償を請求すること（示談、和解交渉のほか任意の支払意思の確認を求めることを含む。）を目的とする場合には、法第 1 1 1 条第 1 項第 2 号の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会を許すことが必要な者に該当するものとして、面会を許すものとする。
- (2) 前号の目的はないが、被害者等が受刑者の謝罪の意思や反省の気持ちを確認したい等、面会を希望する真摯な事情がある場合には、原則として、法第 1 1 1 条第 2 項に該当するものとして、面会を許すものとする。
- (3) 被害者と受刑者との面会を許す場合には、公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介があることが望ましいが、これらの者による仲介がない場合であっても、受刑者の心身の状況や矯正処遇の実施状況、事件に関する反省の度合、被害者等が面会を希望する事情その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、面会を許すものとする。
- (4) 被害者等が受刑者との面会を希望した場合において、受刑者が面会を拒むときは面会させないものとする。

第 3 章 信書の発受

(信書の発受)

第 2 2 条 受刑者が信書を発受することは、法第 1 2 8 条、第 1 2 9 条、第 1 3 0 条、第 1 4 8 条第 3 項又は第 1 2 節賞罰の規定により禁止とされる場合を除き、これを禁止し、差し止め、又は制限してはならない。

(信書の検査等)

第 2 3 条 制限区分が第 3 種以上の指定を受けている受刑者が、資格異動後一月を経過し、親族との間において発受する 3 回目以降の信書については、検査を省略することができる。

- 2 信書の検査に当たる職員（以下「書信担当職員」という。）は、信書の検査を行った場合、原則としてその信書の文末の余白に検印するものとする。
- 3 受刑者が発受する信書で次に掲げる場合には、原則として検査を行うものとする。

- (1) 受刑者の心身の状態及び行状、制限区分、刑の執行状況、矯正処遇の実施状況、外部交通の状況、刑事施設の規律秩序の状況その他の事項を考慮し、必要と認めるとき。
  - (2) 反則行為又は保護室収容を累行するなど心情が不安定であるとき。
  - (3) 移送待ち受刑者であるとき。
  - (4) 信書を発受する相手方と最初の発受であるとき。
- 4 次に掲げる信書については、前項の検査はこれらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第3号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合は、この限りでない。
- (1) 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書
  - (2) 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書
  - (3) 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受する信書  
(信書の発受の相手方)
- 第24条 法第128条のただし書に規定する相手方の範囲はおおむね次の各号のとおりとする。
- (1) 受刑者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受することが必要な者とは、例えば、婚姻、親権、子の養育、相続、雇用関係の調整等のため、相談することが必要な者等をいう。
  - (2) 受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受することが必要な者とは、例えば、民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等のことをいう。
  - (3) 受刑者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受することが必要な者とは、例えば、当該受刑者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者等のことをいう。
- 2 受刑者との信書の発受を禁止することができる相手方の判断については、当該信書を添えて信書検査処理票により、決定の決裁を受けるものとする。
- 3 信書の発受に関する業務を円滑に行うため、入所時又は刑確定時に「信書の発受の相手方届出表」(別紙3)を提出させるものとする。

(信書の内容による差止め等)

第 25 条 書信担当職員は、検査の結果、受刑者の発受する信書の全部又は一部が法第 129 条第 1 項各号に掲げる以下の事由のいずれかに該当すると判断した場合又は前条により信書の発受を禁止することが相当と判断した場合には、該当すると判断した部分及び処理意見について、当該信書を添えて信書検査処理票により、決裁を受けるものとする。

- (1) 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。
- (2) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- (4) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
- (5) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。
- (6) 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 信書の削除、抹消又は差止めは、次の各号に掲げるところに従い、これを決定する。

- (1) 信書の一部が前項各号のいずれかに該当する場合には削除又は抹消とする。  
この場合において、第一次的には抹消の方法によるものとし、該当箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合、その他抹消の方法によることが相当でない場合に限り、削除の方法によるものとする。
- (2) 信書の全部が第 1 項各号のいずれかに該当する場合、これに該当する記述が信書の全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難しい場合には差止めとする。

3 第 24 条及び第 2 項の決定を受け、当該受刑者に対し、条、項、号及び当該条文の規定内容について告知の上、次の各号に掲げる場合に応じ、速やかに当該各号に定める措置を執るものとする。

- (1) 禁止又は差止めの場合  
当該受刑者に対し、次の事項について告知を行うこと。

ア 発信書 禁止又は差止めが決定した日

イ 受信書 受信書が刑事施設に到達した日、禁止又は差止めが決定した日  
及び相手方の氏名

(2) 削除の場合

ア 該当箇所を削除した上で、交付又は発信を行うこと。

イ 受刑者に対し、削除した旨を口頭により告知すること。この場合において、次条に規定する発信の指導を行うことなく削除したときは、削除した箇所の内容の要旨を受刑者に告知すること。

(3) 抹消の場合

ア 抹消する部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、交付又は発信を行うこと。

イ 受刑者に対し、抹消した旨を口頭により告知すること。この場合において、次条に規定する発信の指導を行うことなく抹消したときは、削除した箇所の内容の要旨を受刑者に告知すること。

5 前項の受刑者への告知は、所管の統括又は所管の統括が指名した職員が行うものとする。

6 発受を禁止した信書について、釈放の際に引き渡さない決定がなされていない場合であっても、その内容等から受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に支障を生ずるおそれがあるなど、釈放の際にその者に引き渡すことが適当でないと認められるときは、必要に応じて当該信書の廃棄を指導することは差し支えないが、当該指導が強制にわたることのないよう留意すること。

(発信の指導)

第 26 条 発信書の内容が法第 129 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合であっても、信書の禁止、一部削除又は抹消の手続を行う前に、当該受刑者に対し、書き直し等を指導することは差し支えないが、強制にわたることのないよう留意すること。

2 前項の指導は、「信書（発信分）の書き直し指導簿」（別紙 4）をもって処遇部長の決裁を受けるものとする。

(発信を申請する信書の通数)

第 27 条 発信を申請する信書の通数は、一月に 4 通以内とし、1 日の発信申請通数は 2 通までとするが、優遇措置により一月の発信申請通数は増加するものとする。

2 他施設から当所にされた受刑者については、入所時に当該受刑者に対し、当所に移送された旨の連絡を内容とする親族、身元引受人等宛ての信書の発信を申請するよう指導すること。

3 前項の発信については、当該受刑者の入所の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に発信を申請した1通に限り、内容は移送されたことにともなうもののみとし、通数外の信書として取り扱うものとする。ただし、夜間又は休日における発信は認めない。

（信書の作成時間）

第28条 受刑者が信書を作成する時間は、緊急の必要がある場合を除き、余暇時間内とする。

（封筒及び便箋等の規格）

第29条 発する信書の用紙、封筒の規格、用いる筆記具の種類等は、以下のとおりとする。

（1）用紙は、原則として、通常便箋、はがき又は郵便書簡とする。

（2）封筒は一重のものとし、二重のものは認めない。

（3）封筒に入れることができる便箋は7枚以内とするが、弁護士又は弁護士となろうとする者へ発信する場合はこの限りではない。

（4）郵便書簡に同封することができる便箋は、原則として、6枚以内とする。

（5）信書の作成（宛先・差出人記載も含む。）に用いる筆記具は、自弁が許されるものとする。ただし、蛍光ペンは、施線や枠取りなど強調目的での使用に限り、文字を記すことは認めない。

2 筆記具を用いた記載方法等は、以下のとおりとする。

（1）記載された文字が極端に小さいもの、薄いもの、形が特異なもの等一見して判読できないものは、書き直し指導の要否を検討する。

（2）必ずしも単一種類の筆記具で作成するよう制限するものではないが、数種類の筆記具を文字ごとに殊更使い分けたり、文字の大きさ、太さ、濃さ等が多様である部分が大半を占めるものは認めない。

（3）便箋における文字は、罫線のある面に一行ずつ記載し、欄外や裏面への記載は認めない（罫線間に記載すると判読できない可能性のある筆ペンに限り、2行以上の罫線を1行として用いることを認めるが、前項のとおり、文字の大きさが多様である部分が大半を占めるものは認めない。）。

(4) 下絵の上に重ねて文字を記載したり、文字を重ねて蛍光ペンで○△×印を付すことは認めない。

(5) 宛先・差出人に係る記載に当たっては、郵便番号、所在地、氏名等の必要事項のみにとどめ、何らかの通信内容やイラストの記載は認めない。

(6) 何も記載していない便箋や白紙を同封することは認めない。

(発信書の代筆)

第 30 条 自書することができない受刑者が代筆により信書の作成を希望する場合には、所管の統括が指名した職員が代筆するものとする。

(発信の申請の受付日及び時間帯の制限等)

第 31 条 発信の申請の受付日、受付時間帯等については、次のとおりとする。

(1) 受刑者の発信受付日は、火曜日及び木曜日とし、発信通数の制限内において、1日につき2通とする。ただし、発信受付日が休日である場合は、その都度指示することとする。

(2) 発信の受付時間は、原則として午前9時までとする。

(通数外発信等)

第 32 条 受刑者から通数を超える発信、受付日及び受付時間帯以外における発信の申請があった場合には、所管の統括（執務時間外にあっては監督当直者）は、その緊急性及び必要性を記載した願箋を提出させた上、許否を判断するものとする。

(信書の発受の記録)

第 33 条 受刑者が発受する信書については、書信担当職員は、書信表に発受の許否（その一部を削除し、又は抹消した場合にはその旨）、発送又は交付年月日及び相手方の氏名等を記録するものとする。

2 書信表の要旨欄には、処遇上参考となる事項を簡潔に記載し、特記すべき内容が認められない場合には、「安否伺い」、「近況報告」等簡易な記載を行って差し支えない。

3 第 23 条第 4 項の規定により、検査を行わなかった場合については、その旨を書信表に記録するものとする。

4 郵券その他物品が同封されていた場合には、要旨欄にその品目、数量及び処置内容を記載し、受信書の表面には緑色のボールペンで品目及び数量を記載するものとする。

5 受信書の表面には、書信表の受信番号を緑色のボールペンで記載するものとする。

(被害者等との信書の発受)

第 3 4 条 被害者等と受刑者の間での信書の発受の取扱いについては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 相手が被害者であることだけを理由に信書の発受が禁止されるものではないこと。ただし、被害者等から当所に対し、加害者たる受刑者の信書を拒否することの明確な意思表示がなされており、かつ、当該受刑者に対し当該被害者等への信書の発信を行わないよう指導したにもかかわらず、当該受刑者が発信を申請した場合においては、被害者等の心情等を認識させるという改善指導の目的に反することから、当該被害者等を矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者として信書の発受を禁止すること。
- (2) 信書の内容が損害賠償の請求や支払い（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を含む。）に関するものである場合には、受刑者の法第 1 2 8 条ただし書きの法律上の重大な利害に係る用務の処理に該当し、発受を禁止することができないこと。
- (3) 被害者等と発受する信書については、必ず検査を行うこと。
- (4) 被害者等からの受信書については、原則として削除、又は抹消することなく交付すること。ただし、受刑者の心情が不安定と認められる場合において、当該信書の交付が受刑者の心身に著しい負荷を生じさせるものと認められるときは、発受によって刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがあるときに該当するものとして、差し止めること。
- (5) 被害者等宛ての発信書については、その内容が賠償の意思や真摯な謝罪の表明であっても直接送付させず、親族や弁護士等を経由して送付するよう指導すること。ただし、受刑者が同指導に従わず、被害者等宛てに直接発信することを求める場合には、検察官等を通じ、又は直接被害者等に対しその旨を連絡した上で、発信を許可すること。
- (6) 被害者等宛ての発信の願い出について、第一統括は、公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介がある場合や、被害者等からの受信の内容等について被害者等が受刑者から直接信書を受領することを拒否していないことが明らかである場合には、直接被害者等への発信を許すこと。

(発信に要する費用)

第 35 条 信書の発信に要する費用については、受刑者が負担することができない場合において、発信の目的に照らし必要と認められるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(発受を禁止した信書の取扱い)

第 36 条 信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を、それぞれ会計課において、領置物品とは別に保管するものとする。

- 2 信書の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを前項同様保管するものとする。
- 3 前 2 項により保管する信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の際、その者に引き渡すものとする。ただし、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、この限りではない。
- 4 前項ただし書の規定により引き渡さない信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の日から 3 年間、会計課事務室において保管するものとする。

#### 第 4 章 電話による通信

(電話の使用の対象者)

第 37 条 電話による通信は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）について、次の各号のいずれかに該当する場合に許すことができる。

(1) 制限区分が第 1 種又は第 2 種に指定されている者又は釈放前の指導を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 電話による通信の相手方が次のいずれかに該当し、かつ、例えば、「相手方が遠方に居住し、又は病気などのため面会することができないやむを得ない事情がある場合」や、「家族の誕生日や結婚記念日における連絡、資格を取得したことの報告など電話による通信を許すことにより改善更生の意欲の喚起に高い効果が期待できると認められる場合」など、電話による通信を行うことが処遇上適当と認められるとき

(ア) 受刑者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(イ) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

(ウ) 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

イ 外部通勤作業又は外出若しくは外泊の実施に係る打合せを行う必要があるとき

ウ 釈放前の指導等の期間において、釈放の準備に係る打合せを行う必要があるとき

エ その他前各号に準ずる程度に必要かつ相当と認めるとき

(2) 面会することが極めて困難である親族との間において、人道上の観点から特に必要と認められる場合

(3) 受刑者が外国籍を有する場合において、その国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者である場合

2 前項に掲げる電話による通信の実施は次の方法によるものとする。

(1) 前項第 1 号に掲げる電話による通信は、受刑者から通信を行う方法

(2) 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる電話による通信は、受刑者又はその相手方から通信を行う方法

3 第 1 項第 2 号に掲げる人道上の観点からの必要性については、例えば、受刑者の健康状態が急速に悪化し、定期的に外部交通を行っている親族との面会を行う時間的余裕がない場合など、受刑者の現状、電話による通信の相手方との関係、外部交通の実績等を総合的に考慮した上で、電話による通信を許さないことが不相当であると認められる例外的な場合に限られるものとする。

なお、人道上の観点からの必要性については、受刑者自身だけでなく、電話による通信の相手方に生じた事情をも考慮することは妨げない。

(電話による通信を実施する日及び時間帯)

第 38 条 電話による通信を実施する日及び時間帯は、原則として、休庁日以外の日の午前 9 時から午後零時及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

(電話による通信の通話時間)

第 39 条 第 37 条第 1 項第 3 号の通信を除き、電話による通信の通信時間は、30 分以内とする。

(電話による通信の回数)

第 40 条 第 37 条第 1 項第 3 号の通信を除き、電話による通信の回数は、1 日 1 回とする。ただし、電話による通信を実施した回数は、面会実施回数に含

まないものとする。

(電話による通信の方法等)

第41条 電話による通信は、特別な事情を除き、委員面接室で行わせるものとする。

(電話の使用手続)

第42条 受刑者に電話による通信を行わせる場合には、面会によらないこととする相応の事情、電話による通信を実施する日時、相手方、通信内容等の必要事項等を記載させ、願い出させるものとする。

(相手方の確認等)

第43条 受刑者から電話による通信を行う際には、職員が立会の上、当該受刑者に通信を行わせ、又は立会職員が通信を行った上で相手方が電話による通信を許された者であることを確認するものとする。

2 相手方が不在である等のため電話による通信することができなかった場合は、受刑者に対し、改めて電話による通信を許すものとする。

なお、実施に際しては、できる限り、信書の発信等により電話をかける日時等を調整させるものとする。

3 第37条第2項第2号の規定により、電話による通信の相手方から通信を行わせる際には、職員があらかじめ指定する方法により当該相手方から通信を行わせ、職員において当該相手方が電話による通信を許された者であることを確認した上で、電話による通信を実施させるものとする。

(通信の確認等)

第44条 刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により通信の内容を確認するための措置は、傍受又は録音とする。

ただし、第37条第1項第3号の規定による領事館等との電話による通信の場合においては、原則として傍受等は行わない。

(通信の一時停止及び終了)

第45条 電話による通信の確認を指示された職員は、第13条第1項に該当する場合において、受刑者又は電話による通信の相手方に注意することで足りるときは、受刑者又は通信の相手方の行為又は発言を制止して警告するものとする。

2 電話による通信の確認を指示された職員は、第13条第1項各号に該当する場合において、電話による通信を一時停止する必要がある場合には、一旦通信

を終了するものとする。

- 3 電話による通信の確認を指示された職員は、第 13 条第 1 項各号に該当する場合において、電話による通信を一時停止した場合には、速やかにその旨と通信の状況等を第一統括又は面会主任に報告するものとする。
- 4 電話による通信を再開する場合には、必要に応じて、後日実施することとして差し支えない。

(電話による通信の記録)

第 46 条 電話による通信が行われた場合には、面会表に、電話による通信の日時、相手方の氏名等を記録するほか、傍受又は録音の有無、傍受若しくは録音等した場合はその内容を記録するものとする。

- 2 次の各号に掲げる事情が認められるなど、特に必要があると認められる場合には、傍受した職員に報告書を作成させ、又は録音した内容を確認するなどし、面会表とは別に通話の詳細な内容を記録するものとする。

(1) 他人へのなりすまし等の不正行為が認められたとき

(2) 通話内容が真に許可された用務の処理のためのものであるかを確認し、次回以降の電話による通信の許否を判断するための資料として用いるとき

(通信に係る費用)

第 47 条 通信に係る費用は、原則として、受刑者に負担させるものとするが、受刑者に電話による通信を許すことが相当と認められる場合において、受刑者が通信の費用を負担することができないときは、料金の全部又は一部を国庫の負担とすることができるものとする。

- 2 外国語による通信を許す場合において、通訳に費用を要したときの費用負担についても前項と同様とする。

## 第 6 章 雑則

(外国語による外部交通)

第 48 条 受刑者又は面会人等の相手方が日本語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、必要があるときは、発言又は通信の内容の通訳又は翻訳を行うものとする。

- 2 受刑者又はその信書の相手方が日本語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、必要があるときは、信書の内容の翻訳を行うものとする。

3 前項に記載の通訳又は翻訳の費用は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、受刑者にその費用を負担させるものとする。

(1) 本邦に派遣された外国(受刑者が属する国に限る。)の大使、公使、領事その他これらに準ずる者と面会等をし、又は信書を発受するとき。

(2) 刑事施設の職員が通訳し、又は翻訳したとき。

4 受刑者が前項の通訳又は翻訳の費用を負担することができない場合において、面会又は信書の発受の目的に照らし相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その全部又は一部を国庫の負担とする。

5 受刑者が負担すべき通訳又は翻訳の費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さない。

(手話等による面会等について)

第49条 受刑者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、その費用は国庫の負担とする。

(未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会及び信書の発受)

第50条 勾留の有無にかかわらず、被疑者又は被告人としての地位を有する受刑者の面会及び信書の発受については、次の事項に留意するものとする。

(1) 弁護士等との面会及び信書の発受が未決拘禁者と同様の取扱いとなる以外は、未決拘禁者に準じた取扱いとなること。

(2) 弁護士等以外の者との面会及び信書の発受のうち防御権の行使上必要なものについては、その行使に支障を生ずることのないよう配慮するとともに、罪証隠滅の防止に必要な措置(面会の立会い、信書の内容の検査等)を執ること。

(外部交通が目的であると認められる養子縁組への対応について)

第51条 受刑者が行った養子縁組が専ら外部交通を得る目的などのためにされたものであり、外部交通に関する各種規制を潜脱するためと認められる場合には、当該外部交通を認めないこととする。

2 前項の規定により養子縁組を行った者と受刑者の外部交通を禁止する場合においては、在社会時における交流の状況、養子縁組に至る経緯、外部交通の内容、当該受刑者及び相手方の養子縁組及び離縁の回数等を十分に調査の上、養子縁組の目的が前項に当たると認められる情報については書信表等に詳細に記録するなどするものとする。

(支所への準用)

第 5 2 条 小倉拘置支所における受刑者の外部交通に関する取扱いは、本規程に準じるものとする。

矯正処遇 首席	企画調整 統括	関係統括	主任	係

### 面会 の 相手 方 届 出 表

届出年月日 (令和 年 月 日)

福岡拘置所

称呼番号	第 番	(ふりがな) 氏名			生年月日	年 月 日生
入所年月日	令和 年 月 日	満期日	令和 年 月 日	居室	棟 階 室	
本籍地				現住所		

\*面会の相手方の届出にあたっては、裏面の記載要領をよく読んでおれなく記載すること。

氏 名	生年月日 (年齢)	住 所	職 業	関 係 (具体的 に)	面会の目的

--	--	--	--	--	--

別紙 1—1

(面会の相手方届出表の記載要領)

- 1 親族，知人等，面会を希望するすべての者を記載すること。
- 2 面会の相手方は，親族又は婚姻関係の調整，訴訟の遂行，事業の維持その他受刑者の身分上，法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会が必要な人，受刑者の更生保護に関係のある人，受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする人その他面会により受刑者の改善更正に資すると認められる人であり，さらに，その相手方との友好関係の維持その他面会することを必要とする事情があり，かつ，面会により，刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ，又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められた人です。
- 3 相手方の「生年月日」は分かる範囲で記載し，分からないときはおおよその年齢を記載すること。
- 4 「面会の目的」欄は，具体的に記載すること。
- 5 虚偽の申告はしないこと（虚偽申告は反則行為として処罰されることがある。）。
- 6 届け出た相手が「真正」なものか証明するために，必要な書類その他の物件の提出又は提示を求めることがあります。



別紙1-3

矯正処遇 首席	企画調整 統括	関係統括	主任	係

令和 年 月 日

(面会用追記, 変更事項等届出用紙)

No,

称呼番号	第	番	氏名	棟	階	室
------	---	---	----	---	---	---



※個別に該当理由を○で囲むこと

福岡拘置所

理由	氏名	生年月日	住所	職業	関係 (具体的に)	面会の目的
追記 記載変更 記載抹消						
追記 記載変更 記載抹消						
追記 記載変更 記載抹消						
追記 記載変更 記載抹消						
追記 記載変更 記載抹消						
追記 記載変更 記載抹消						

○変更する部分のみではなく、記載事項すべてを記入すること。

○変更・抹消の理由(住所が判った理由など詳しく書き場合によっては疎明資料添付のこと)

矯正処遇上又は当所の規律維持上不相当と認められる場合は変更を認めない場合がある。(虚偽の申告をすると反則行為として懲罰を科す場合がある。)

## 別紙 2

面 会 申 込 票	
被収容者の氏名	
面会の目的 (○で囲ってください)	安否確認 近況報告 その他 ( )
①	面会者氏名 生年月日 年 月 日生
	住所 職業
	関係 親 兄弟 配偶者 子 孫 知人 その他 ( )
②	面会者氏名 生年月日 年 月 日生
	住所 職業
	関係 親 兄弟 配偶者 子 孫 知人 その他 ( )
③	面会者氏名 生年月日 年 月 日生
	住所 職業
	関係 親 兄弟 配偶者 子 孫 知人 その他 ( )

矯正処遇 首席	企画調整 統括	関係統括	主任	係

### 信書の発受の相手方届出表

届出年月日（令和 年 月 日）

福岡拘置所

指 印	第 番	(ふりがな) 氏 名			生年月日	年 月 日生
入所年月日	令和 年 月 日	満 期 日	令和 年 月 日	居 室	棟 階 室	
本籍地				現 住 所		

\*信書の発受の相手方の届出にあたっては、裏面の記載要領をよく読んでおれなく記載すること。

氏 名	生年月日 (年齢)	住 所	職 業	関 係 (具体的 に)	信書の発受の目的


別紙 3 - 1

(信書の発受の相手方届出表の記載要領)

- 1 親族，知人等，信書の発受を希望するすべての者を記載すること。
- 2 信書の発受の相手方は，親族以外の人ともできますが，犯罪性のある人，その他君たちが信書を発受することにより，施設の規律及び秩序を害し，又は君たちの矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある人（親族は除く）はできません。
- 3 相手方の「生年月日」は分かる範囲で記載し，分からないときはおおよその年齢を記載すること。
- 4 「信書の発受の目的」欄は，具体的に記載すること。
- 5 虚偽の申告はしないこと（虚偽申告は反則行為として処罰されることがある。）。
- 6 届け出た相手が「真正」なものか証明するために，必要な書類その他の物件の提出又は提示を求めることがあります。



別紙3-3

矯正処遇 首席	企画調整 統括	関係統括	主任	係

令和 年 月 日

(信書の発受用追記, 変更事項等届出用紙)

No.

称呼番号	第	番	氏名	棟	階	室
------	---	---	----	---	---	---



※個別に該当理由を○で囲むこと

福岡拘置所

理由	氏名	生年月日	住所	職業	関係 (具体的に)	信書の発受の目的
追記 記載変更 記載抹消						
追記 記載変更 記載抹消						
追記 記載変更 記載抹消						
追記 記載変更 記載抹消						
追記 記載変更 記載抹消						

○変更する部分のみではなく、記載事項すべてを記入すること。

○変更・抹消の理由(住所が判った理由など詳しく書き場合によっては疎明資料添付のこと)

矯正処遇上又は当所の規律維持上不相当と認められる場合は変更を認めない場合がある。(虚偽の申告をすると反則行為として懲罰を科す場合がある。)

## 別紙 4

## 信書（発信分）の書き直し指導簿

令和 年 月 日

所 長	部 長	首 席	統 括	主 任	指 導 者
1 被収容者の工場 居室・番号・氏名		第 第	工場 番	棟 階 室	
2 宛名人の続柄・氏名					
3 指導日時・場所		令和 年 月 日 午前・後 時 分 場所（ ）			
4 指導内容等					
<p>(1) 信書の内容が下記理由（○印を付す。）に該当するため、書き直しを指導した。</p> <p>ア 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できない内容のものである。</p> <p>イ 刑罰法令に触れることとなり又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがある。</p> <p>ウ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある。</p> <p>エ 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安に さ せ、又は受信者に損害を被らせるおそれがある。</p> <p>オ 受信者を著しく侮辱する記述がある。</p> <p>カ 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある。</p> <p>キ 罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある。</p> <p>ク 信書の発受によって、その者の拘禁目的に応じた処遇の適切な実施に支障を生 ずるおそれがある。</p> <p>ケ 信書の作成要領及び通数並びに信書の発受の方法等について、所内の定めに反 するものである。</p> <p>(2) 指導に該当した内容（簡潔に記載すること。）</p>					
5 指導結果					
<p>(1) 素直に従った。</p> <p>(2) 従わなかった。</p> <p>(3) 次のことを申し立てたが従った。</p>					